

## 広島県告示第二百六十二号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があつたので、救急病院として認定した。

平成二十年三月二十一日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
三原市立くい市民病院	三原市久井町江木五〇番 地一	平成二十三年三月二〇日	更新